農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準

平成14年8月30日 農商第12-352号 一部改正 平成25年3月25日 農林水第12-699号 平成28年3月18日 一部改正 農林水第12-594号 一部改正 平成30年3月1日 農林水第12-390号 一部改正 令和3年3月22日 農林水第12-463号 一部改正 令和6年2月27日 農林水第12-399号

第1(目的)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)の規定に係る農地からの砂利採取について、農地及び農道、水路、附帯施設等の機能維持及び安全と災害の防止を図ることを目的とする。

第2 (適用範囲)

この基準は農地法(昭和27年法律第229号)の許可が必要な以下のものに適用する。

- 1 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域が農地のみのもの。
- 2 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域において、農地の面積が過半の面積を占めるもの。
- 3 1、2において恒久転用を伴う場合、埋戻しの必要がなく、第3の3、6、8、 9の基準は適用外とする。
- 4 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域において、農地の面積が過半に満たない場合、採取地の面積比が大きい担当部局を認可部局とする。
- 5 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川管理者の権限に属するものにつ いては、河川法担当部局を認可部局とする。

第3 (認可基準)

- 1 関係する他法令の許可、認可との整合性があること。 関係する他法令の許可、認可見込みがあること。
- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号)との整合性があること。 土地改良法による土地改良事業(区画整理事業に限る)の施工中及び施行計画の ある地域内の農地での砂利採取については、事業担当部局が特に必要と認めたもの であり、事業実施及び事業計画に支障を来さないものであること。
- 3 当該砂利採取について、埋戻し等、農地への復元の保証があること。 採取計画の認可にあたっては、次のいずれかの要件を充たしたものでなければならないものとする。

- (1) 採取計画認可申請が、砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を 有する団体で構成する連合会(以下「連合会」という。)との連名でなさ れており、かつ、当該砂利採取業者及び連合会が採取跡地の埋戻し及び農 地の復元について共同責任を負っていること。
- (2) 農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力、信用を有する者1名以上(以下「工事完成保証人」という。)との3者間の契約において、次の事項が定められていること。ア 当該砂利採取業者が認可に係る採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときは、当該農地の所有者、工事完成保証人がこれらの行為を行うこと。
 - イ 当該砂利採取業者が採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するため 工事保証金を金融機関に預託するものとし、預託にあたり当該砂利採取 業者及び当該農地の所有者、工事完成保証人と預託処理について定めら れていること。
- 4 周辺農地への配慮がなされていること。

採取期間中、採取及びその搬出入にあたり周辺農地の維持保全及び耕作に被害を 生じないと認められること。ただし、過失により被害が生じた場合、直ちに砂利採 取業者が責任をもって原状復旧すると認められること。

- 5 最大掘削深は、原則として10メートル以内とすること。
- 6 農地保全の観点から、1業者につき県内2か所以内とし、砂利採取に係る砂利採 取期間については、次のとおりとする。
 - (1) 原則として1年以内に農地の復元を完了する採取計画を立てること。 なお、期間の延長は、変更認可申請を行うこととし、認可日から通算1 年以内を原則とするが、自然災害等やむをえず期間の延長を行う場合には 認可日から通算1年3か月以内とする。
 - (2) 1年を超える砂利採取期間を必要とする場合は、通算3年以内の申請に 係る目的を達成することができる必要最小限の期間とすることができる。 ただし、砂利採取に関して申請の日から過去5年間行政処分を受けていな い者であること(当該処分による義務を履行した者を除く)。
- 7 災害防止について、次の対策がとられていること。
 - (1) 土の除去等

ア 表土の除去等にあたっては、隣接地が浸食されないよう配慮したものであること。

イ 除去した表土を堆積するときは、地形に応じ築堤、板囲、土留め等を 設置するなど、堆積表土の崩壊、降雨による流出を防止し、乾燥時にお ける表土の飛散を防止するため、散水等の措置が講じられていること。

(2) 掘削等

ア 隣接地、公共物件(道路、水路、橋梁、堤防、砂防施設、鉄道、鉄塔等)、家屋等からはその被害を防止するため一定の距離(以下「保安距離」という。)を隔てたうえで掘削を行うものであること。隣接地との間に有していなければならない保安距離は原則として最小限2メートルとする。

なお、公共物件、家屋等に対しては個々の事例ごとに必要な保安距離 をとるものとする。

- イ 採取作業時間は、採取の場所、方法、運搬等からみて、騒音、災害防 止等を考慮して定めた時間によって行うよう留意したものであること。
- ウ 掘削は、次のいずれかにより行うものであること。
 - (ア) 保安距離をとったうえで、原則として垂直距離1mに対して水 平距離1.2m以上の法面勾配で掘削する。
 - (イ) 保安距離をとったうえで、(ア)の勾配より急な勾配で掘削する場合には、掘削箇所に法面保護のため土留めを施す等土砂崩れ 防止措置を十分講じる。
 - (ウ) 保安距離以上の距離を隔てたうえで、(ア)の勾配より急な勾配で掘削する。ただし、崩壊した場合も掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるものであること。
- エ 掘削箇所への地下水の浸透、砂利洗浄のための地下水の取水,ポンプ アップ等により、周辺農地、井戸水及び農業用水等に悪影響を与えない よう留意すること。
- オ 農地への復元後に法面が生じる場合は、その法面の勾配が地質、土質、 法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ て小段又は排水施設の設置その他の措置を講じるものとする。
- カ 農地への復元後の法面が雨水、湧水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講じるものとする。

(3) 安全対策等

- ア 砂利採取場の周囲を柵、網等を用いて囲み、進入禁止の看板等を設置 し、事業関係者以外容易に進入できないように配慮し、出入り口等には 注意を要する看板等を設置すること。
- イ 出入り口等に事業者名、責任者名、事業者の緊急連絡先、認可番号、 認可日、認可期間等を記した看板等を設置し、責任者、連絡体制を明ら かにすること。
- ウ 事業者は従業員に砂利採取の安全対策、交通法規の遵守等の教育に努 めること。
- 8 農地については、農地として適切に耕作ができるように採取が完了した場所から順次埋戻し等を行い復元するものであること。
- 9 第3の6の(2)の1年を超える砂利採取期間の申請をする場合(期間の延長により通算1年を超える場合を含む。ただし、自然災害等の理由により通算1年3か月以内の場合は除く)は、次の書類が申請書に添付されていること。
 - (1) 土地所有者が作成した農地の返却を受けた日以降の営農誓約書
 - (2) 6か月ごとの作業工程を示す平面図等

第4 (認可の条件)

採取計画の認可にあたっては、この基準のうち必要なものを認可の条件とするほか、 個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として附することができる。ただし、附する 条件は、砂利採取法の趣旨に合ったものでなければならない。

第5 (事務処理の留意事項)

事務処理において次の事項に留意して行うこと。

- 1 申請書受付の際、次の確認を行う。
 - (1) 必要な認可申請書及び添付書類は、法令による。
 - (2) 採取計画認可申請書及び添付書類の確認は(1)に定めるものの外、次によるものとする。
 - ア 第3 (認可基準) の3の(1) に係るものについては、採取計画認可申請書と農地法に基づく許可申請書が連合会と砂利採取業者の連名で行われるため、当該法人に係る内容の確認は、毎年度当初案件に添付された法人の資格証明、登記簿謄本、定款、規約等の確認書類により行う。ただし、当該内容に変更のない限り、以後の添付は省略する。
 - イ 第3 (認可基準) の3の(2) に係るものについては、採取計画認可 申請書に次の書類が添付されていること。
 - (ア) 当該砂利採取業者、土地所有者及び工事完成保証人1名以上が契約した砂利採取契約書。
 - (イ) 当該砂利採取業者、工事完成保証人及び土地所有者が契約した預託金(工事保証金)処理契約書。工事保証金の額は、10アールあたり採取箇所における最大掘削深が7メートル以下は130万円以上、10メートル以下は250万円以上とする。
 - (ウ) 工事保証金に係る預金の残高証明書。
 - ウ 第3 (認可基準) の9に係るものについては、採取計画認可申請書に 次の書類が添付されていること。
 - (ア) 土地所有者が作成した農地の返却を受けた日以降の営農誓約書
 - (イ) 6か月ごとの作業工程を示す平面図等
 - エ 農地については、採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを 記載した断面図を添付すること。
 - オ 災害時の緊急連絡先、責任者について書面にて提出すること。
- 2 市町関係部署と協議すること。
- 3 県建設関係部署と協議すること。
- 4 公安委員会へ連絡すること。

採取計画認可申請書を受理したときは、三重県公安委員会委員長あて、採取地を 管轄する警察署に連絡するものとする。

5 環境関係部署と協議すること

採取後の埋戻し土について、周辺農地の営農および生活環境の保全上支障が生じ、 又は生ずるおそれがあると認められる場合は、事前に県環境関係部署または市町環 境関係部署に意見を聴くものとする。

- 6 現地調査及び指導
 - (1) 認可申請に対する現地調査を原則として行うものとする。
 - (2) 採取計画の認可又は認可の取消をしたときは、指令書の写しを関係市町 及び三重県公安委員会委員長に送付するものとする。
 - (3) 砂利採取計画認可後における申請者の事業計画に基づく適正な施工、完

了の確認及び災害防止等についての現地指導を行うものとする。

7 変更認可申請

採取計画が変更となる場合、変更認可申請が必要となる。ただし、採取計画が認可を受けた現行区域より縮小する場合又は使用機器、被害防除及び安全対策の変更の場合で農地法の許可基準、砂利採取法の認可基準を満たすものについては変更する採取計画を認可部局へ提出するのみでよい。

8 連合会との情報共有

採取計画認可申請書又は変更認可申請書が、砂利採取業者と連合会の連名で提出されている場合において、認可書及びその他文書等を砂利採取業者へ交付する際には、連合会に対してもその写しを送付する。また、法令に違反する事実を確認した場合には、砂利採取業者に適切な指導をすると同時に、連合会にも情報提供を行い共有するものとする。

9 履行状況の確認

第3の6の(2)の1年を超える申請の場合にあっては、おおむね6か月に1回、砂利採取業者及び工事完成保証人の立会のもと履行状況の確認を行い、適切な指導を行うものとする。

10 工事の完了確認

採取、埋戻し及び農地の復元が完了したときは、当該砂利採取業者に砂利採取廃止届出書(又は工事完成保証人から砂利採取(埋戻しを含む)完了報告書)を提出させ、すみやかに現地を確認するものとする。

11 命令、認可の取消等

砂利採取法第22条、第23条の規定による命令又は第26条の規定による認可の取消等処分をしたときは、その結果を本庁農地調整課へ報告するものとする。

12 手数料の取扱い

採取計画認可手数料の取扱いは、三重県証紙条例施行規則(昭和 44 年 3 月 22 日 三重県規則第 8 号)によるものとする。

附 則

この基準は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

営 農 誓 約 書

年 月 日

三重県知事あて

(土地所有者)

住所:

氏名:

土地所有者が法人である場合は、氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

砂利採取事業の完了後、下記のとおり営農します。

砂利採取後の農地の営農計画

農地の所在	地目	面積 (㎡)	農地区分	耕作予定者	栽培作物		
					1年目	2年目	3年目以降
			□農用地区域内農地				
			□農業振興地域白地農地				
			□農業振興地域外農地				
			□農用地区域内農地 □農業振興地域白地農地				
			□農業振興地域外農地				
			□農用地区域内農地				
			□農業振興地域白地農地				
			□農業振興地域外農地				

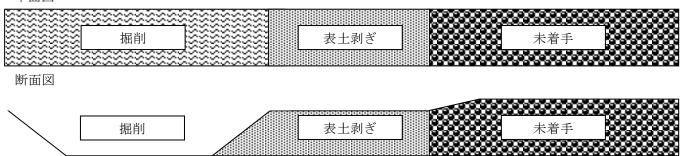
(記載要領)

- ・耕作予定者は、土地所有者若しくは使用貸借による権利又は賃借権等の設定を受ける予定の者を記載してください。
- ・営農計画では原則として栽培する作物を記載する必要があります。
- ・「農業振興地域白地農地」及び「農業振興地域外農地」で農地復元後に生産性が著しく低い、地勢等の地理的条件が悪い等により作物の栽培が困難と予測される場合は、「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載できます。ただし、土地所有者が営農できない又は担い手がいないことを理由に「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載することはできません。

第3の9の(2)関係 6か月ごとの作業工程を示す平面図等の例

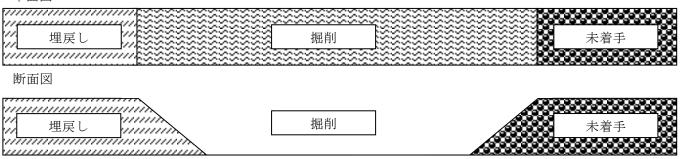
×年5月

平面図



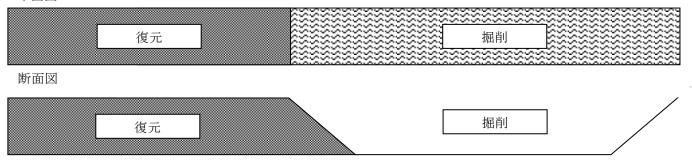
×年11月

平面図



×+1年5月

平面図



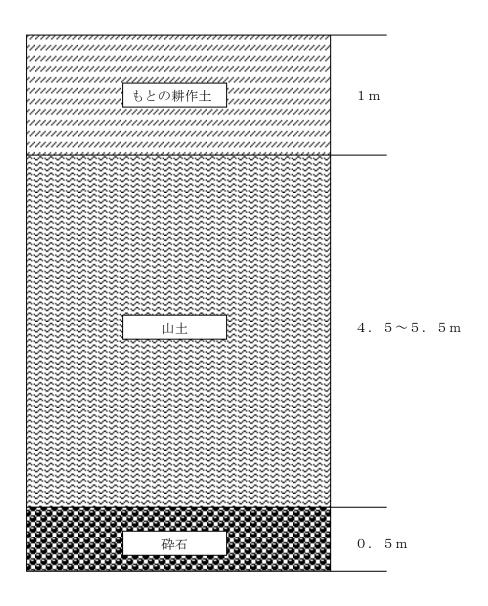
×+1年11月

平面図



第5の1の(2) ウ関係

採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図の例



- ※(もとの耕作土+山土)の箇所と(もとの耕作土+山土+砕石)の箇所があるなど複数の層構造がある場合は、それぞれ記載する。
- ※縦断図を利用して層構造を記載することで代えてもよい。

砂利採取契約書

- 1. 事業名
- 2. 事業実施場所 郡 町

大字 地内

市村

- 3. 工 期 砂利採取認可の日から 年 月 日まで(埋戻しを含む)
- 4. 契約保証金 金 円也 内訳 工事保証金

上記砂利採取事業について、土地所有者(以下「甲」という。)と工事完成保証人(以下「乙」という。)と砂利採取業者 (以下「丙」という。)の3者が、対等の立場における合意に基づいて、次の条項により砂利採取契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

記

(総 則)

- 第1条 丙は、別冊の砂利採取計画認可申請書写及び農地転用許可申請書写による事業計画並びに (以下「申請書等」という。) に基づき工期内に全工事を完成しなければならない。
 - 2. この契約にかかる三重県知事の砂利採取計画認可及び農地転用許可に付された条件は、前項の申請書等に示された内容にかかわらず、契約当事者間において契約があったものとみなす。
 - 3. 申請書等に明示されていない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(権利、義務の譲渡)

第2条 丙は砂利採取計画認可及び農地転用許可にかかる権利または義務を第三者に譲渡、承継させて はならない。ただし、甲の承諾を得て農地転用目的変更について知事の承認を受け、かつ、砂 利採取計画認可を受けたときはこの限りではない。

(下請負等)

- 第3条 丙は工事の全部を一括して、または大部分を第三者に委任または請け負わせようとするときは、 あらかじめ甲に通知し、その承認を受けなければならない。
 - 2. 甲は、工事施行につき、著しく不適合と認められる受認者又は下請負者であるときは、丙に対して変更を求めることができる。

(材料の品質)

第4条 工事に使用する材料について品質等明示されていないときは、それぞれ中等のものとし、使用 前に甲の承諾を受けなければならない。

(不適合の改造義務)

第5条 丙は、工事の施行が申請書等の内容に適合しない場合において、甲が改造を請求したときは、 これに従わなければならない。この場合において、丙はこの代金及び工期の延長を請求するこ とができない。

(一般的損害)

第6条 工事目的物の引渡前に工事目的物又は付帯施設等について生じた損害、その他工事の施行に関して生じた損害は、丙が負担するものとする。ただしその損害の発生が甲の責に帰する理由による場合において、この限りでない。

(第三者の損害)

第7条 工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰する理由による場合を除き、 丙の負担において賠償するものとする。

(甲の解除権)

- 第8条 甲は、丙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 丙の責に帰すべき理由により、工期内または期限後相当期間内に工事を完成する見込みが ないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 前2号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 2. 前項の規定により契約を解除された場合においては、丙は契約保証金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(保証人に対する履行請求)

- 第9条 甲は丙が次の各号の一に該当するときは、工事完成保証人に対して、工事の完成すべきことを 請求することができる。
 - (1) 丙の責に帰すべき理由により、工期内または期限後相当期間内に工事を完成する見込みが ないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 前2号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 2. 乙は、前項の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずこの契約に基づく丙の権利義 務を引き継ぎ、契約の工事未完了部分を引き受ける。

ただし、丙に対する求償権の行使をさまたげない。

(丙の解除権)

第10条 丙は甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったときは契約を

解除することができる。

(工事保証金)

第11条 丙は埋戻等工事保証を担保するため、別に定める預託金処理契約書に基づき、

(銀行名、支店名、預金種別、口座番号を記載) に頭書の工事保証金を預金する。

- 2. 丙は、工事が完了し目的物の引渡を甲にしたとき、または第10条により契約を解除したときは、直ちに前項の工事保証金を預金処理契約書に定める手続により、払い戻しを受けることができる。
- 3. 次の各号の一に該当するときは、前項第1の工事保証金は甲に帰属するものとする。
- (1) 第8条第1項の規定による甲が契約を解除したとき。
- (2) 第9条第2項に定める規定を乙が履行しなかったとき。
- 4. 第9条第2項の規定により乙は、工事が完了し目的物の引き渡しを甲にしたときは、直ちに 丙は頭書工事保証金、工事費の支払いをしなければならない。
- 第12条 三重県知事より原状回復の指示があったときは、甲乙丙は責任を持って、当該地を農地へ復元 する。

(契約外の事項)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議してこれを定めるものとする。

この契約書の証として本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

乙 (工事完成保証人) 住所

名称 代表者氏名 印

丙(砂利採取業者)住所

名称 代表者氏名 印

預 託 金 処 理 契 約 書

一金 円也 但し工事保証金

砂利採取業者 (以下「丙」という)は土地所有者 (以下「甲」という)と工事完成保証人(以下「乙」という)の埋戻等工事保証のため、 年 月 日付け砂利採取契約書に基づき頭書のとおり、(銀行名、支店名、預金種別、口座番号を記載)に自己名義の貯金を預託した。この預託金の処分は、砂利採取契約書の定めるところにより処分するものとし、下記の者が署名捺印して本契約をする。

契 約 事 項

- 1. 丙は砂利採取契約書第10条及び第11条2項に該当するときは直ちに預託金の払い戻しをうけることができる。
- 2. 丙は預金の全部または一部について前項を除き、引出はもちろん、他人に譲渡することはできない。
- 3. 砂利採取契約書第11条3項に該当したときは、預金した工事保証金は甲に帰属し、甲が払い出 しの権利を取得するものとする。
- 4. 以上の事項以外の問題について、疑義が生じたときは、甲、乙、丙で協議をして定した事項に基づいて処理するものとする。

年 月 日

 甲(土地所有者)
 印

 乙(工事完成保証人)
 印

 丙(事業施行者)
 印

三重県知事 あて

住 所 氏 名 業務主任者名 電 話

砂利採取廃止届書

砂利採取法第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1. 採取計画の認可(変更認可を含む。) を受けた年月日、認可番号
- 2. 当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日
- 3. 当該砂利採取場の状況 (写真貼付でも可)